

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第29号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則  
京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第35条第1項」を「第34条第1項」に改め、「又は同条例第37条に規定する産業廃棄物の処分に要する費用」を削る。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(会計室)